

中小企業等協同組合法施行令及び中小企業団体の組織に関する法律施行令の一部を改正する政令案要
綱

第一 中小企業等協同組合法施行令の一部改正

事業協同組合等に関する経済産業大臣又は国土交通大臣の権限であつて経済産業局長又は地方整備局長若しくは地方運輸局長に委任されているものに属する事務を都道府県知事が行うこと等とすること。

(第三十二条第一項第四号及び第三十三条関係)

第二 中小企業団体の組織に関する法律施行令の一部改正

商工組合等に関する経済産業大臣又は国土交通大臣の権限であつて経済産業局長又は地方整備局長若しくは地方運輸局長に委任されているものに属する事務を都道府県知事が行うこと等とすること。

(第十一条第五項及び第六項並びに第十二条関係)

第三 施行期日等

- 一 この政令は、令和二年十月一日から施行するものとする。 (附則第一条関係)
- 二 この政令の施行に伴う所要の経過措置について規定すること。 (附則第二条及び第三条関係)